

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び
貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正に
ついて

(諮問第1247号)

<目 次>

- 1 諮問書
- 2 説明資料
- 3 標準信書便約款の改正案
 - ・一般貨物自動車運送事業者用
 - ・貨物軽自動車運送事業者用

(公印・契印省略)

諮問第1247号
令和6年2月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）
第33条第3項の規定に基づき、標準信書便約款の一部を別紙のとおり
変更することとしたい。

上記について、同法第38条第4号の規定に基づき諮問する。

標準信書便約款の一部改正について
(一般貨物自動車運送事業者用及び貨物軽自動車運送事業者用)

令和6年2月29日
総務省

標準信書便約款の改正について(概要)

1. 標準信書便約款制定の経緯

- 特定信書便事業を開始するには、信書便法に基づく事業許可の他、信書便約款、信書便管理規程の認可が必要。
- 他方で、「信書の送達」は、物理的な面で見ると「物品輸送」でもあり貨物運送法制の適用を受ける。よって、信書便事業の開始前に同法制に基づく許認可を受ける必要がある。
- その中で信書便約款については、総務省の認可に加え、国土交通省の認可(一般貨物自動車運送事業等の場合)、届出(貨物軽自動車運送事業の場合)が必要とされている。
- 平成27年信書便法改正において、標準信書便約款制度を導入し、標準信書便約款と同一の信書便約款を設定した場合、認可を受けたものとみなすとされた(総務省において、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款(平成27年総務省告示第410号)及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款(平成28年総務省告示第25号)を定めて、これにあわせ、国土交通省においても、同一の文面の標準信書便約款(標準貨物自動車特定信書便運送約款(平成27年国土交通省告示第1163号)及び標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成28年国土交通省告示第247号))を定めた。)
- これにより、両省共通の標準約款を利用することで、参入者は申請手続に費やすコストを削減することが可能となっている。

標準信書便約款の改正について(概要)

2. 標準信書便約款の改正

- 令和4年6月にデジタル臨時行政調査会(当時)が決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域等を当該事業者の営業所の店頭に掲示することとされている現行の標準約款の規定が、一括見直しの対象となっているもの。
- このため、特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域等に係る掲示等の方法について、当該事業者の営業所の店頭への掲示又はウェブサイトへの掲載のいずれかを選択可能とする旨の改正案を検討したもの。

3. 標準信書便約款改正の内容

○ 信書便約款第2条(役務の名称及び内容)

特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域等に係る掲示等の方法について、当該事業者の営業所の店頭への掲示又はウェブサイトへの掲載のいずれかを選択可能とする旨の改正を行うこととする。

改正案	現行
(役務の名称及び内容) 第二条 (略) 2 (略) 3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。	(役務の名称及び内容) 第二条 (略) 2 (略) 3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。

- 信書便約款第4条(受付日時)、第7条(信書便物の大きさ及び重量の制限)、第13条(料金の收受)及び第21条(転送)にも同様の規定があることから、同旨の改正を行うこととする。

構造改革のためのデジタル原則の策定

- ▶ 我が国では、少子高齢化が進む中で、今後、あらゆる産業・現場における人手不足の進行が予想される。こうした社会課題を解決するには、あらゆる分野でのデジタル化の推進が不可欠である。他方、我が国の社会制度やルールにおいて、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が広く浸透しており、「デジタル化」を阻む大きな要因となっている。
- ▶ 日本社会の構造を大胆に改革していくために、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル臨時行政調査会は、令和3年12月、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定し、当該原則に適合したデジタル社会の実現を目指して取り組むこととしている。

構造改革のためのデジタル原則

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

② アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

③ 官民連携原則(GtoBtoCモデル)

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

④ 相互運用性確保原則

官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの決定

- 令和4年6月、デジタル臨時行政調査会は、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定した。
- これと並行して、調査会では、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

(参考) 代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

参照条文

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（信書便約款）

- 第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（審議会等への諮問）

- 第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。
- 一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - 二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。
 - 三 第二十七条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。
 - 四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

参照条文

○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)

第二章 貨物自動車運送事業

(運送約款)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、營業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者(以下「貨物軽自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

○貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)

第四章 貨物軽自動車運送事業

(事業の届出)

第三十三条 法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の經營の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業經營届出書を提出しなければならない。

一～三 (略)

四 運送約款

2～4 (略)

5 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、貨物軽自動車運送事業の經營の届出をしようとする者が標準運送約款と同一の運送約款を定めたときは、第一項の貨物軽自動車運送事業經營届出書に記載することとされている事項のうち同項第四号に係るものについては、同項の規定にかかわらず、記載を省略することができ、貨物軽自動車運送事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、第三項の規定にかかわらず、同項の貨物軽自動車運送事業經營変更届出書の提出があったものとみなす

○総務省告示第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十三条第三項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成二十七年総務省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(役務の名称及び内容)

第二条 「略」

〔2 略〕

3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(料金の收受)

第十三条 「略」

〔2 略〕

3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は

(役務の名称及び内容)

第二条 「同上」

〔2 同上〕

3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(料金の收受)

第十三条 「同上」

〔2 同上〕

3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし

居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

○総務省告示第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十三条第三項の規定に基づき、貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成二十八年総務省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(役務の名称及び内容)

第二条 「略」

〔2 略〕

3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(料金の收受)

第十三条 「略」

〔2 略〕

3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は

(役務の名称及び内容)

第二条 「同上」

〔2 同上〕

3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(料金の收受)

第十三条 「同上」

〔2 同上〕

3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし

居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。